

## 4 当審における当事者の主張

### (1) 控訴人ら

記載省略

### (2) 被控訴人

現行の制度が夫にのみ嫡出否認権を認めているのは、子の身分関係の法的安定を図るため、嫡出否認権の行使要件を限定した結果にすぎず、夫に「特権」を付与したものではない。